



棒状つえの S G 基準

一般財団法人 製品安全協会

福祉用具専門部会〔棒状つえ改正〕 専門委員名簿

(委員 五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
(部会長)	田中 繁	株式会社 福祉用具総合評価センター
(委員)	石黒大一郎	株式会社 マキテック
	伊藤 真也	一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター
	岡野 健	フジホーム 株式会社
	岡本 祥幸	一般財団法人 ボーケン品質評価機構
	金澤 康夫	イオン 株式会社
	木崎 秀臣	株式会社 キザキ
	木村 郁子	主婦連合会
	小澤 聡	株式会社 イトーヨーカ堂
	鈴木 英人	株式会社 コメリ
	高野倉雅人	神奈川大学 工学部
	竹島 昌寿	株式会社 幸和製作所
	田畑 寛幸	株式会社 竹虎
	出口 弦舞	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部 作業療法学科
	橋本 義治	株式会社 島製作所
	板東 哲郎	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
	宮下 将一	株式会社 シナノ
	三好 英樹	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター
	山本 雅一	一般財団法人 日本文化用品安全試験所
(関係者)	原 伸幸	経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課
	富原 早夏	経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室
	金原 辰夫	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室
	武井佐代里	厚生労働省 老健局 高齢者支援課
	崎山 一茂	ビューローベリタスジャパン株式会社
	Ren-YiLin	Metal Industries Research & Development Centre Chairman
	季 顕玲	Yours Global Testing, Inspection & Certification Partner

棒状つえの SG 基準

SG Standard for Walking Sticks

1 基準の目的

この基準は、棒状つえの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、つえ無しで自立歩行できる人がより安定して歩行できるよう補助的に使用する棒状のつえ（以下、「つえ」という。）について適用する。ただし、松葉づえ、エルボークラッチ、多脚づえ、盲人安全つえ、トレッキング用ポール等は除く。

3 種類

つえの種類は、次のとおりとする。なお、以下の種類の併用の場合も認められる。

- ・ 1 本つえ： 支柱部の調節及び折り畳みができないつえ。
- ・ 調節式つえ： 支柱部をスライドさせ、長さを調節する構造のつえ。
- ・ 折り畳み式つえ： 支柱部の折り畳みが可能な構造のつえ。
- ・ 多点つえ： つえ先部が複数の点（面）で接地するつえ。

4 安全性品質

つえの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 外観、構造及び寸法	1 つえの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好であり、使用時に身体に傷害を与えるおそれがあるバリ、先鋭部等がないこと。 (2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) 各部の組付けは、堅ろうであり、使用上支障のあるゆるみ、変形等がないこと。 (4) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、剥がれ、素地の露出及び著しいむらがなくないこと。 (5) 安定、床の保護及び滑り防止のために、使用中容易に外れないつえ先ゴムが接地部に取り付けられていること。 つえ先ゴムには、支柱先端がつえ先ゴムを貫通しないための座金が装着されていること。ただし、つえ先ゴムを貫通しない構造のものはこの限りではない。 (6) つえ先ゴムの接地面は、床等に吸着しない構造であること。 (7) 調節式つえにあつては、つえ長さを容易に調節でき、調節可能な範囲内で確実に固定できること。 (8) 折り畳み式つえにあつては、支柱を容易に折り畳みでき、使用中容易に支柱が離脱しない構造であること。 (9) 折り畳み式つえにゴムロープを使用するものにあつては、ゴムロープは形状の同一なひも状のゴムが複数本束ねたもので構成され、外郭を布や樹脂等で被覆していること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(10) 握りは、握りやすい形状であり、投影長さは、〇〇mm以上であること。 (11) 多点つえのつえ先ゴムの接地部側の大きさは、〇〇mm四方以下であること。 (12) 多点つえ以外のつえ先ゴムの接地部側の最大径は〇〇mm以上であること。 (13) つえ先ゴムの厚さは、〇mm以上であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2 強度	2 つえの強度は、次のとおりとする。 (1) 握りの強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(2) 曲げたわみ試験を行ったとき、最大たわみは〇〇mm未満であり、かつ、破損、亀裂、がた及び使用上支障のある変形がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) 支柱間に組付部を有するものにあつては、組付部圧縮試験を行ったとき、組付部に破損、外れ及び使用上支障がある変形がないこと。 (4) 多点つえにあつては、つえ先部の繰り返し試験を行ったとき、破損、亀裂、がた、ゆるみ及び使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5)補助取っ手を有するものにあつては、補助取っ手の強度試験を行ったときに、各部に破損等がないことを目視、触感等により確認すること。	
3 摩擦抵抗	3 つえ先ゴムの摩擦係数は、〇〇以上であること。	図 8 摩擦抵抗試験

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4 材料	4 握り又は支柱に木材を使用しているものにあつては、木材の含水率が〇〇%以下であること。	
5 付属品	5 つえ先ゴムが付属されているものにあつては、製品に取り付けられているつえ先ゴムと同等以上の性能を有するものであること。	

5 表示及び取扱説明書

つえの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 表示	1 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、(3)、(4)にあつては、下げ札等によって購入時に確実にわかるものであること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) つえの全長（長さの目安） ただし、調節式つえにあつては、最長及び最短長さ。 (4) 販売時、購入時及び使用時における情報	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2 取扱説明書	2 製品には、次に示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。 ただし、その製品に該当しない事項は省略してよい。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう大きな文字で明示し、(3)は図を併記すること。また、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(5)については、安全警告標識(▲)等を併記するなどしてより認知しやすいものであること。また、各項目を表示項目で記載してあるものにあつては、本項を省略しても良い。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 (2) つえの諸元 全長、質量、材質等 (3) つえ長さについて つえの先を足先の前外方〇〇cmにおき、肘は〇〇°屈曲した位置にくるようにつえをつく状態が、つえ長さの目安である旨。(下図参照) 参考図 つえの長さ (4) 調節方法 ただし、1 本つえは除く。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5) 使用上の注意 a) 棒状つえは、つえなしで自立歩行できる人がより安定して歩行できるよう補助的に使用するものです。 つえなしでは歩行出来ない方の使用には適しておりません。（体重をかけすぎたりすると、かえって肩や手を痛めることもあるからです。）また、購入時はそうでなくても、次のような状態になった場合の使用も停止すべきです。 ①つえなしでは歩行できない者の使用 （手すりに伝わらなければ歩行できない者や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない者の使用が含まれます。） ②リハビリ中などのように、体重の一部を支えないと歩行できない者。ただし、医師などの指導のもとでの使用は含みません。 b) 身体に合ったつえを選ぶこと。（上述a) に示される身体状態、長さ、握りやすさ、重さなどによる旨） c) 使用前に各部を点検した後、使用すること。 d) つえ先ゴムが摩耗してきたり、劣化して外れやすくなったりした場合は、早めに取り替えること。 e) 使用中も含め、支柱の継ぎ目や長さ調節部が確実に固定されたことを確認して使用すること。 ただし、1 本つえは除く。 f) 折り畳み式つえにあっては、ゴムロープにゆりみ、損傷等の異状があるときは製造メーカ等に相談すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	g) 濡れた又は凍った路面は滑りやすいため注意すること。 h) 道路の側溝の溝や凹みがある箇所では、つえ先がはまり込む場合があるため、十分注意すること。 i) 握り先端に過大な力をかけるような使い方をしないこと。 (6) 用途以外（例えば、登山用、トレッキングポール、護身用など）には使用しないこと。 (7) 使用後及び保管方法 a) 折り畳み式つえにあっては、高温の場所（例えば、ストーブの前、夏場の自動車内の放置など）はゴムロープが劣化しやすくなるため、避けること。 また、低温の場所（例えば、寒冷地など）では折り畳んだ状態から、すぐにゴムロープの弾性が回復しないことがあるので、注意すること。 b) その他の使用後及び保管方法についての注意。 (8) S Gマーク制度は、つえの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。 (9) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号	